

山路町地内産業廃棄物等関連施設の設置事業に関する
よく市に寄せられるお問い合わせと回答（R7年5月1日時点）

- Q なぜ瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（以下「条例」といいます。）の申請を受理したのですか。
- A 必要な書類がそろった事業計画書の提出があれば受理します。加えて、条例手続きをしないと、関係地域内の住民と事業者が合意形成をする機会が失われてしまうため、受理しました。
- Q 市は今回の事業に対してどう考えているのですか。
- A 市としては、市民の生活環境を『守る』、市の豊かな自然を『守る』といったことが重要と考えています。その上で、現在行っている条例の手続きの状況、今後必要となる「土地利用調整条例」における協議の状況などから、適切な判断をして対応していきます。
- Q 今回の事業は市が許可するのですか。
- A 今回の事業は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、愛知県知事が許可の判断をするものとなります。
- Q 関係地域内の住民はどうすればいいのでしょうか。
- A 条例に基づいて、事業者は関係地域に事業計画説明会を開催します。関係地域内の住民は、事業者から条例に基づき見解を聞くことができる「意見書」により、環境保全上の見地から意見を述べることができます。意見書を作成するにあたって情報が必要な場合は、直接事業者に質問・確認をしてください。
- Q 環境保全上の見地からの意見とは何でしょうか。
- A 関係地域内の自然環境、生活環境など（例えば、飲用水への懸念、農業用水への懸念、運搬車両の交通安全、渋滞の懸念、道路粉じんの懸念、土砂崩れの懸念）を保全する多面的な観点からの意見です。
- Q 意見書はいつまでに提出すればいいのでしょうか。
- A 条例上の意見書の提出期限としては、順次開催されている事業計画説明会の「最後の説明会」が終了した日の翌日から起算して2週間を経過する日までとなります。連区自治会、農事組合等が、関係住民から意見書を取りまとめて市に提出する期限の目途としては、各説明会の終了後1か月としています

Q 市に提出した意見書はどうなるのですか。

A 提出された意見書は、市から事業者に送付し、事業者から見解書として見解が示されます。意見書の要旨とその見解は市環境課で2週間縦覧し、市のホームページで公表します。同時に、事業者は関係地域に対してその見解書を周知します。

Q どのように16連区自治会を関係地域に設定したのですか。

A 関係地域の設定は、次の考え方に基づき設定しました。

- 1 事業用地の境界線から3キロメートルまでにある土地を含む全ての地域
- 2 本件処分場に近接する水道水源の西谷取水口で集水された水道水を飲用する地域
- 3 本件処分場の排水が放流される下流域において、農業用として利水する可能性がある地域

【道泉連区、深川連区、古瀬戸連区、東明連区、祖母懐連区、陶原連区、長根連区、效範連区、水南連区、萩山台連区、八幡台連区、品野連区、下品野連区、山口連区、本地連区、菱野連区】

Q 事業計画説明会は連区自治会ごとを開催するのですか。

A 連区自治会ごとの開催を想定していますが、連区自治会の都合により合同で説明会が開かれることは問題ありません。